

第5回検討会議提案		第6回検討会議修正案	検討経過
前文	(社会の動向、市の経過・取組、現状と課題、決意・意気込み)	《別紙 前文案》	<p><意見①>長岡京市独自の要素を入れるべき <意見②>条例をぜひ市民に知ってほしい。</p> <p>～前文～ (1)その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調 (2)各条文の解釈の基準となる</p>
総則	<p>第1条 目的</p> <p>この条例は、障がいへの理解を深め、障がいのある人への差別を解消することに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいのある人の自立と社会参加を支援するための施策を推進することにより、障がいのある人が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が得られるよう、障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して暮らせる共生のまちを実現することを目的とします。</p>	<p>第1条 目的</p> <p>この条例は、障がいへの理解を深め、障がいのある人への差別を解消するとともに、独自の言語体系と歴史的背景を有する手話、要約筆記、点訳、音訳をはじめとする障がい特性に応じた情報保障と多様なコミュニケーション手段の普及と利用を促進することに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、……………(略)</p>	<p>※本条例は、「です」「ます」調で統一し、読む人に分かりやすく身近に感じてもらいやすく工夫した。</p> <p><意見①>条例はなるべく分かりやすく表現したい</p>
	<p>第2条 定義</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p>		
	<p>(1) 障がいのある人</p> <p>身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。</p>		<p>◆「障がいのある人」の定義 基本法第3条、解消法第2条の「障害者」の定義より</p> <p>※本市条例では、「障害者」でなく「障がいのある人」と表現する。 ※「相当な制限を受ける状態にある」という点も留意。</p>
	<p>(2) 社会的障壁</p> <p>障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。</p>		<p>◆「社会的障壁」の定義 基本法第3条、解消法第2条</p>
<p>(3) 自立</p> <p>自らの人生を、第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず自らの意思で選択できることをいいます。</p>		<p><意見①>できるだけ分かりやすい表現に。 <意見②>意思決定に支援の必要な人が多いことも踏まえて表現すべき。 <参考> (別府市、松江市) 第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できることをいう。</p>	

第5回検討会議提案	第6回検討会議修正案	検討経過
		<p>※本市条例では、「第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず」という文言を意思決定にかかると整理した。</p> <p><参考> 障害者権利条約 前文 (n) 障害者にとって、個人の自律及び自立(自ら選択する自由を含む。)が重要であることを認め、</p> <p>第19条(自立した生活及び地域社会への包容) この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。</p>
<p>(4) 市民等 障がいの有無や年齢にかかわらず、市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で活動するすべての個人をいいます。</p>	<p>(4) 市民等 障がいの有無や年齢にかかわらず、市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で活動する全ての個人をいいます。</p>	<p><意見A> 「市民」と「市民等」の使い分けを明確に。</p> <p><意見①> 「障がいの有無にかかわらず」、「子どもから大人まですべての市民」という意味が伝わるように。</p> <p><参考①> (さいたま市、別府市) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。 <参考②> (松江市) 市内に居住し、若しくは通勤、通学し、又は市を訪れる者をいう。 <参考③> (長岡京市男女共同参画条例) 市内に居住し、又は市内で活動するすべての個人</p>
<p>(5) 事業者 市内において、営利であるか非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。</p>		<p><意見①> 非営利団体も対象になる場合があることをまず知ってもらうことが大切</p> <p><参考①> (長岡京市男女共同参画条例) 市内において、営利であるか非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体</p> <p><参考②> 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集」より</p> <p>◆個人か団体か、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続して行う者であって、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除いたものを指す。</p> <p>◆「事業」とは、営利目的か非営利目的かを問わず、反復継続して行われる同種の行為であり、対価を得ない無報酬の事業や社会福祉法人や特定非営利活動法人の行う非営利事業も含まれる。</p>

第5回検討会議提案		第6回検討会議修正案	検討経過
	(6) 差別 障がい者を理由として障がいのない人には行わない不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を怠ることをいいます。		※基本法、解消法には直接的な定義がない。前段は解消法第7条から引用し、後段は別府市を参考に作成。 <参考>別府市 障害を理由として不利益な取り扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。
	(7) 虐待 障がいのある人に対して、暴行、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、放置、財産の侵奪、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと又は障がいのある人をしてそれらの行為をさせることをいいます。		◆別府市、松江市の例による
総 則	(8) 合理的配慮 障がいのある人が、障がいのない人と変わりなく日常生活及び社会生活を営む上で、社会的障壁の除去を求める意思表示があった場合に、障がいのある人の特性に応じて、過重な負担のない範囲で必要かつ適度な程度で変更及び調整を行うことにより社会的障壁の除去に取り組むことをいいます。	(8) 合理的配慮 障がいのある人が、障がいのない人と変わりなく日常生活及び社会生活を営むことができるよう、社会的障壁を除去するにあたって、障がいのある人の特性に応じて、過重な負担のない範囲で必要かつ適度な変更及び調整を行うことをいいます。	<意見A>「適当」といつ表現は手を抜かれないか心配。 <意見B>社会的障壁の除去を求める意思表示がない(したくてもできない)場合はどうするか。明らかに配慮が必要な状況もあるのでは？ <意見C>本人、本人及び家族等、どこ発の意思表示かが分かるようにしている。 <参考①>(別府市) 障がいのある人が、他の人と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁を取り除くにあたって、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人にとって必要とされる社会的な制度の整備及び支援を行うことをいう。 <参考②>(障害者権利条約) 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適度な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
	(9) コミュニケーション 日常生活又は社会生活上で必要となる、人と人との間で行われる情報、知覚、感情、思考、意思の伝達及び交流をいいます。		
	(10) 手話等コミュニケーション手段 独自の言語体系と歴史的背景を有する手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他日常生活又は社会生活上で必要とされるコミュニケーションを補助し、又は代替するコミュニケーション手段及びコミュニケーション支援用具等をいいます。	(10) 手話等コミュニケーション手段 独自の言語体系と歴史的背景を有する手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆、代読、絵図の提示その他日常生活又は社会生活上で必要とされるコミュニケーションを補助し、又は代替するコミュニケーション手段及びコミュニケーション支援用具等をいいます。	<参考> ◆全日本ろうあ連盟 ◆明石市 手話言語・障害者コミュニケーション条例

第5回検討会議提案	第6回検討会議修正案	検討経過
<p>(11)コミュニケーション支援従事者等 手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者(朗読者を含む。)及び盲ろう者向け通訳・介助者並びに知的障がい者又は発達障がい者等へのコミュニケーションの補助等を行う支援従事者等をいいます。</p>	<p>(11)コミュニケーション支援従事者等 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者(朗読者を含む。)及び盲ろう者向け通訳・介助者並びに知的障がいのある人又は発達障がいのある人等へのコミュニケーションの補助等を行う支援従事者等をいいます。</p>	
<p>第3条 基本理念</p> <p>1 共生のまちの実現は、障がいのある人と障がいのない人が相互の違いを理解し、その人格と個性を互いに尊重することを基本とします。</p> <p>2 障がいは、障がいのある人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、その状態と社会的障壁との相互作用によって生じることから、社会的障壁を可能な限り除去することを促進し、全ての市民が暮らしやすいまちを目指します。</p> <p>3 障がいのある人の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障がいの有無にかかわらず、<u>すべての市民が主体的に取り組むものとし、市、市民及び事業者が相互に連携し、協働して行うもの</u>とします。</p> <p>4 <u>すべての市民が障がいの特性に応じて円滑にコミュニケーションを図る権利を最大限尊重し、多様な手話等コミュニケーション手段の選択と利用の機会を確保するもの</u>とします。</p>	<p>第3条 基本理念</p> <p>3 障がいのある人の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障がいの有無にかかわらず、<u>全ての市民等が主体的に取り組むものとし、市、市民等及び事業者が相互に連携し、協働して行うもの</u>とします。</p> <p>4 <u>全ての市民等が障がいの特性に応じて円滑にコミュニケーションを図る権利を最大限尊重し、多様な手話等コミュニケーション手段の選択の機会の確保と利用の機会の拡大を図られることを基本と</u>します。</p>	<p><参考> 別府市 障がいは、個人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、その状態と社会的障壁との相互作用によって生じるものであることから、障がいのある人に対しては合理的配慮が行われなければならない。(別府市)</p> <p><意見①> ・<u>長岡京市独自の要素を入れるべき。</u> ・<u>基本理念の中で社会モデルの考え方を組み込んでいくべき。</u></p>
<p>第4条 市の責務</p> <p>市は、第1条に規定する目的の実現を図るため、前条に定める基本理念にのっとり、障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取組みに係る施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。</p> <p>2 市は、前項の取組みにあたっては、次に掲げる事項を基本としなければなりません。</p> <p>(1)障がいについての理解を広め、理解を定着させるための<u>取組み</u>を行うこと。</p> <p>(2)適切な合理的配慮の提供について調査研究を行うとともに、率先して合理的配慮の提供を行い、好事例を広める<u>取組み</u>を行うこと。</p> <p>(3)市、市民及び事業者が相互に連携し、協働を図るとともに、<u>障がいのある人とない人の交流</u>を図る取組みを行うこと。</p> <p>(4)手話等コミュニケーション手段を必要とする障がい者、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者と協力し、<u>市民</u>に手話等コミュニケーション手段を学ぶ機会を提供すること。</p>	<p>第4条 市の責務</p> <p>市は、第1条に規定する目的の実現を図るため、前条に定める基本理念にのっとり、障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取組み及び障がいの特性に応じた情報保障、コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。</p> <p>2 市は、前項の取組みにあたっては、次に掲げる事項を基本としなければなりません。</p> <p>(1)障がいについての理解を広め、理解を定着させるための<u>取組み</u>を行うこと。</p> <p>(2)適切な合理的配慮の提供について調査研究を行うとともに、率先して合理的配慮の提供を行い、<u>市民等及び事業者の取組を支援するとともに、好事例を広める取組</u>を行うこと。</p> <p>(3)市は、<u>公共的施設の整備その他障がいのある人に関する施策を実施するにあたっては、障がいのある人及び関係者から意見を聴取するよう努めること</u>。</p> <p>(4)市、市民等及び事業者が相互に連携し、協働を図るとともに、<u>障がいの有無にかかわらず交流</u>を図る取組みを行うこと。</p> <p>(5)手話等コミュニケーション手段を必要とする障がいのある人、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者と協力し、<u>市民等</u>に手話等コミュニケーション手段を学ぶ機会を提供すること。</p>	<p><意見A>「<u>当事者、近親者、関係者の意見を聞き</u>」を総合的かつ計画的の前に入れるべき</p> <p><参考①> 基本法(国及び地方公共団体の責務) 第6条 国及び地方公共団体は、第1条に規定する社会の実現を図るため、前3条に定める基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。</p> <p><参考②> 解消法(国及び地方公共団体の責務) 第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。</p> <p><意見A>障がいのある人ない人という表現は避けるべき。</p> <p><意見①>障がいのある人をどうサポートしたらいいのか分からない。 <意見②>障がいについての知識や関わり方について情報提供を受けたい。</p> <p>◆公共施設等の整備→合理的配慮の提供(生活環境)へ ◆災害時の安全を確保→合理的配慮の提供(防災)へ</p>

総
則

第5回検討会議提案	第6回検討会議修正案	検討経過
<p>第5条 市民等・事業者の役割</p> <p>1 市民等及び事業者は、基本理念に基づき、障がいについての理解を深めるとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければなりません。</p> <p><u>2 障がいのある人が自ら発信することにより、障がいのある人となない人の相互理解を図り、合理的配慮が提供できるまちを目指します。</u></p>	<p>第5条 市民等・事業者の役割</p> <p>1 市民等及び事業者は、基本理念に基づき、障がいについての理解を深めるとともに、市の実施する施策に協力するよう努めるものとします。</p> <p>旧2 → 第9条へ</p> <p><u>2 市民等及び事業者は、障がいのある人から合理的配慮の提供を求められた場合は、可能な範囲で合理的配慮の提供に努めるものとする。</u></p>	<p><意見A> 第9条との関わりは？</p> <p><意見B> 障がいのある人が発信したくなるような雰囲気づくりが大切。</p> <p><意見C> 障がいのある人が勇気づけられるような文章を。</p> <p><意見D> 相互理解が進んだ、という実感</p> <p><意見①> 障がいのある人からの発信に係る項目を盛り込みたい。</p>
<p>第6条 財政上の措置</p> <p>市は、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。</p>		<p><意見①> 財政上の措置についても規定すべき</p>
<p>第7条 差別の禁止</p> <p>何人も、障がいのある人に対し、差別をしてはなりません。</p>		
<p>第8条 虐待の禁止</p> <p>何人も、障がいのある人に対し、虐待をしてはなりません。</p>		
<p>第9条 相互理解の促進</p> <p>1. 市は、障がい又は障がいのある人に対する市民及び事業者の理解を深めるため、啓発その他必要な<u>取り組み</u>を行うものとします。</p> <p>2. 市は、障がいのある人と障がいのない人との相互理解を深めるため、互いに交流することができる機会及び障がいのある人が自ら発信する機会の提供その他必要な<u>取り組み</u>を行うものとします。</p> <p>3. 市は、市職員が障がいのある人に対する支援を適切に行うため、障がいに対する理解を深めるための研修その他の<u>取り組み</u>を行うものとします。</p>	<p>第9条 相互理解の促進</p> <p>1. 市は、障がい又は障がいのある人に対する市民等及び事業者の理解を深めるため、啓発その他必要な<u>取組</u>を行うものとします。</p> <p>2. 市、市民等及び事業者は、障がいの有無にかかわらず、互いの理解を深めるため、交流することができる機会の確保に努めるとともに、障がいのある人が必要な情報を取得し、利用し、又は自ら発信する機会の提供その他必要な<u>取組</u>を行うよう努めるものとします。</p> <p>3 → 削除</p>	<p><意見①> 自分の所属している団体では勉強会を主催している。相互理解という点でこういう機会を是非活用してほしい。</p> <p><意見②> 障がいのある人となない人が交流できる場、話し合える場がほしい。</p>
<p>第10条 合理的配慮の提供</p> <p>1. 市は、その事務又は事業を行うにあたり、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行わなければなりません。</p> <p>2. 事業者は、その事業を行うにあたり、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行うよう努めなければなりません。</p> <p>3. 市は、適切な合理的配慮の提供について調査研究を行うとともに、率先して合理的配慮の提供を行い、好事例を広める<u>取組</u>を行うものとします。</p>	<p>第10条 合理的配慮の提供</p> <p>1. 市は、その事務又は事業を行うにあたり、<u>社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取って</u>、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行わなければなりません。</p> <p>2. 事業者は、その事業を行うにあたり、<u>社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取って</u>、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行うよう努めなければなりません。</p> <p>3. 市は、適切な合理的配慮の提供について調査研究を行うとともに、率先して合理的配慮の提供を行い、好事例を広める<u>取組</u>を行うものとします。</p>	<p>◆市民・事業者に求める合理的配慮</p>

第5回検討会議提案	第6回検討会議修正案	検討経過
<p>(1) 情報・コミュニケーション</p> <p>市民及び事業者は、社会的障壁に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に協力するよう努めるとともに、必要に応じてコミュニケーション支援従事者等と連携し、障がい者が手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うよう努めるものとし</p> <p>1. 市は、日常生活又は社会生活において、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段が障がいのある人の年齢及び障がいの種別又は状態等に応じてきわめて多様であることを理解し、手話等コミュニケーション手段の確保及び利用の促進に努めるものとし</p> <p>2. 市は、関係機関と協力して、手話通訳、要約筆記その他のろうあ者のコミュニケーション手段を利用する場合に必要なコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとし</p> <p>3. 市は、点訳、音訳、触手話、指点字その他の盲ろう者のコミュニケーション手段を利用する場合に必要なコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとし</p> <p>4. 市は、次に掲げる手話等コミュニケーション手段の利用について支援を行うとともに、これらに対する市民の理解を促進するための取組を行うものとし</p> <p>(1) 知的障がい及び発達障がいの特性を踏まえた、平易な表現によるわかりやすい情報伝達及び絵図、写真、記号、サイン、ジェスチャー等によるコミュニケーション手段</p> <p>(2) 代用音声(喉頭摘出等により使用するものをいう。)及び重度障がい者用意思伝達装置等(重度の両上下肢障害及び音声・言語機能障がいにより使用するものであって、まばたき等により操作するものをいう。)によるコミュニケーション手段</p> <p>(3) その他市民が日常生活又は社会生活上で必要とされるコミュニケーションを補助または代替するコミュニケーション手段</p>	<p>第11条 情報・コミュニケーションに関する合理的配慮</p> <p>市、市民等及び事業者は、社会的障壁に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に協力するよう努めるとともに、必要に応じてコミュニケーション支援従事者等と連携し、障がいのある人が手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うよう努めるものとし</p> <p>(2) 代用音声(喉頭摘出等により使用するものをいう。)及び重度の障がいがある人のための意思伝達装置等(重度の両上下肢障害及び音声・言語機能障がいにより使用するものであって、まばたき等により操作するものをいう。)によるコミュニケーション手段</p> <p>(3) その他市民等が日常生活又は社会生活上で必要とされるコミュニケーションを補助し、又は代替するコミュニケーション手段</p>	<p><意見①> 耳マークの設置された喫茶店があり、安心して利用できた。</p> <p><意見②> 音声ガイドが聞こえないため、文字情報を充実してほしい。</p> <p>◆市が行う合理的配慮</p> <p><意見A>必要、有効な情報提供を行うことを盛り込むべき</p>
<p>(2) 保健・医療</p> <p>○市は、福祉、保健、医療、その他の関係機関と連携し、障がいのある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう努めるものとし</p> <p>○市は、障がいのある人が身近な医療機関で適切な医療を安心して受けられるよう、障がい特性を理解して対応できる医療機関と医療ネットワークの充実を図ります。</p>	<p>第12条 保健及び医療に関する合理的配慮</p>	<p>◆長岡京市障がい者(児)福祉基本計画より</p>

第5回検討会議提案	第6回検討会議修正案	検討経過
<p>(3) 保育及び療育</p> <p>○市は、障がいのある子どもに必要な保育及び療育の機会を提供するよう努めるものとします。</p> <p>(4) 教育</p> <p>○市は、障がいのある子どもへの保育及び教育の実施にあたって、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流を促進し、相互理解を図るものとします。</p> <p>○市は、障がいのある児童及び生徒が、その特性に応じて円滑に学習や学校生活を行うことができるよう必要な措置を講じるものとします。</p> <p>○市は、教職員が障がいに対する理解を促進するため必要な措置を講じるものとします。</p> <p>○市は、児童及び生徒が障がいに対する正しい理解を促進するため、学校現場において必要な措置を講じるものとします。</p> <p>○市は、特別支援学校とその他教育機関等との連携を推進するものとします。</p>	<p>第13条 保育及び教育に関する合理的配慮</p> <p>1 市は、障がいのある子どもが、その特性に応じて円滑に学習や学校生活を行うことができるよう必要な措置を講じるものとします。</p> <p>2 市は、障がいのある子どもに必要な保育及び療育の機会を提供するよう努めるものとします。</p> <p>3 市は、障がいのある子どもへの保育及び教育の実施にあたって、障がいの有無にかかわらず、子ども同士の育ち合いの場において、交流を促進し、相互理解を図るものとします。</p> <p>4 市は、障がいのある子どもの保護者及び教職員が障がいに対する理解を促進できるよう必要な措置を講じるものとします。</p> <p>5 市は、子どもが障がいに対する正しい理解を促進するため、保育及び教育の現場において必要な措置を講じるものとします。</p> <p>6 市は、特別支援学校とその他教育機関等との連携を推進するものとします。</p>	<p><意見A>「交流」は異質なものが交わるように読まれる。</p> <p><意見B>その他の学校との連携は難しいのでは。</p> <p><意見①>子どもの頃から障がいについての教育をしてほしい。</p> <p><意見②>向日が丘支援学校では、生徒が地域に出て、老人ホームや市内小学校などで地域の人と交流している。府・市の行政間で、互いの取組みを共有していきたい。</p> <p>◆その他教育機関等とは、市の設置する小中学校、府立高校、及び私立幼稚園、私立中学高校、大学等を指す。</p>
<p>(5) 生活環境</p> <p>○市は、障がいのある人に対して率先して合理的配慮の提供を行い、身近な生活の場における適切な合理的配慮について好事例を広める取組みを行うものとします。</p> <p>○市は、道路の整備にあたって、障がいのある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとします。</p> <p>○市は、公共施設の整備にあたっては、障がいのある人からの意見を聴き、その意見を尊重するように努めるものとします。</p> <p>○市及び事業者は、障がいのある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>○市は、障がいのある人の住宅を確保するよう努めるとともに、民間住宅の賃金が円滑になるよう支援に努めるものとします。</p>	<p>第14条 生活環境に関する合理的配慮</p> <p>1 市は、障がいのある人に対して率先して合理的配慮の提供を行い、身近な生活の場における適切な合理的配慮について好事例を広める取組みを行うものとします。</p> <p>2 市は、道路の整備にあたって、障がいのある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとします。</p> <p>→ 第4条 市の責務へ</p> <p>3 市及び事業者は、障がいのある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>4 市は、障がいのある人の住宅を確保するよう努めるとともに、民間住宅の賃金が円滑になるよう支援に努めるものとします。</p>	<p><意見A>事業所や市民の役割をもっと書き込んで？</p> <p><意見①>子どもが通う施設の近くのコンビニでとても丁寧な対応を受けた。安心して社会と接する機会があると嬉しい。</p> <p><意見②>コンビニや小売店など日常生活に身近なところに啓発してほしい。</p> <p><意見③>お店のバリアが解消され、色々なお店に行きやすくなるといい。</p>

第5回検討会議提案	第6回検討会議修正案	検討経過
<p>(6) 雇用・就労</p> <p>○市は、障がいのある人の雇用・就労の場を確保するよう努めるとともに、雇用・就労の場において合理的配慮が推進するよう努めるものとします。</p>	<p>第15条 雇用及び就労に関する合理的配慮</p> <p>1 市及び事業者は、障がいのある人の雇用・就労の場を確保するよう努めるとともに、雇用・就労の場において合理的配慮の提供が推進するよう努めるものとします。</p>	<p><意見①> 仕事の枠組みを整理し直すことで、障がいのある人でも仕事を継続できるようになるのではないかと。</p>
<p>(7) 文化スポーツ</p> <p>○市は、障がいのある人が文化芸術活動やスポーツに親しみ、参加する機会を確保できるよう必要な取り組みを行うものとします。</p>	<p>第16条 文化スポーツに関する合理的配慮</p> <p>市は、障がいのある人が文化芸術活動やスポーツに取り組むことができるよう、参加する機会の確保、指導員の育成、情報の提供等必要な取組を行うものとします。</p>	<p><意見A>より積極的に推進する姿勢を条文で示してほしい。</p> <p><参考①> 別府市 第16条（芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮） 市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。</p> <p><意見①>文化・スポーツは単なる余暇活動の一つとして捉えてほしくない。 <意見②>障がいのある人となない人が「支援する人」「支援される人」という立場でなく、対等な関係で関われる場面を増やしたい。</p>
<p>(8) 防災</p> <p>○市は、障がいのある人の災害時の安全を確保するため、必要な取り組みを行うものとします。 ○市は、防災に関する施策の推進にあたっては、障がいのある人からの意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとします。</p>	<p>第17条 防災に関する合理的配慮</p> <p>市は、障がいのある人の災害時の安全を確保するため、必要な取組を行うものとします。</p> <p>→ 第4条 市の責務へ</p>	
<p>第 条 相談等</p> <p>障がい者及びその家族その他の関係者並びに事業者は、市又は障がい者相談員に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができます。</p> <p>2 市又は障がい者相談員は、前項の相談を受けたときは、必要に応じて次に掲げる対応をとるものとします。</p> <p>(1) 関係者に対して、説明、助言、情報提供その他必要な支援を行うこと。</p> <p>(2) 関係者間の調整を行うこと。</p> <p>(3) 関係行政機関への通報その他の通知を行うこと。</p> <p>3 市又は障がい者相談員は、第1項の相談を受けた場合において、京都府条例の特定相談に該当し、かつ、相談の関係者が市外に存在する等の事情により、自ら解決することが困難と認められるときは、京都府の広域専門相談員に対し、必要な情報提供を行うものとします。</p> <p>4 市又は障がい者相談員は、第1項の相談を受けた場合において、その相談が特定相談に該当するときは、その相談及び対応の概要を京都府へ報告するものとします。</p>	<p>第18条 相談等</p> <p>1 障がいのある人及びその家族その他の関係者並びに事業者は、市又は障がい者相談員に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができます。</p> <p>3 市又は障がい者相談員は、第1項の相談を受けた場合において、京都府障害のある人もない人も共にいきいきと暮らしやすい社会づくり条例(平成26年京都府条例第20号。以下「京都府条例」といいます。)第9条に規定する特定相談に該当し、かつ、相談の関係者が市外に存在する等の事情により、自ら解決することが困難と認められるときは、京都府条例第11条に規定する広域専門相談員に対し、必要な情報提供を行うものとします。</p>	<p><意見①>市と府の二重の相談体制を構築する必要はないと考えていて、府の体制を利用しつつ、府での事例などを市にフィードバックさせる仕組みを作る必要があると思う。</p> <p><意見②>仮に市独自の相談体制を構築したとしても、市の管轄外の内容の相談がきたときには全く対応できないことになりかねないため、市がどこまで実効性を担保できるか疑問。</p> <p><意見③>府の取組みをそのまま利用すると、うまく機能するか疑問がある。府とは全く別に新しい相談員を決めるのではなく、既存の相談員に加えて市独自の相談員を上乗せで設置するなど、府の取組みを活用することも含めて検討すると良い。</p> <p>◆京都府条例とは、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を指す。</p> <p>◆相談内容に応じ、広域専門相談員と連携することを想定。</p> <p>◆京都府条例に基づく相談体制との連携</p>

第5回検討会議提案		第6回検討会議修正案	検討経過
差別 解消 組 の た め の	第 条 助言、あっせんの支援 市は、障がい者又はその保護者、後見人その他の関係者から、京都府条例に違反すると認められる相談を受けたときは、京都府条例に定める助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援を行うものとします。 ただし、当該障がい者の保護者、後見人その他の関係者が当該求めをすることが、明らかに当該障がい者の意に反すると認められるときは、この限りではありません。	第19条 助言又はあっせんの支援 市は、障がいのある人又はその保護者、後見人その他の関係者から、京都府条例に違反すると認められる相談を受けたときは、京都府条例に定める助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援を行うものとします。 ただし、当該障がいのある人の保護者、後見人その他の関係者が当該求めをすることが、明らかに当該障がいのある人の意に反すると認められるときは、この限りではありません。	◆市は、相談者が京都府条例に基づく「助言・あっせん」を利用するための支援を行う。 ◆本人の意思を尊重する規定。
	第 条 調査研究及び報告 第13条 市は、市又は障がい者相談員が受けた相談の事例について調査研究をするともに、その結果を〇〇〇に報告するものとします。	第20条 調査研究及び報告	◆報告先は地域の協議体等を想定
		第21条 顕彰 <u>市は、相互理解の促進、合理的配慮の提供により、第1条に掲げる共生のまちの実現に寄与したと認められる市民等を顕彰するものとする。</u>	◆顕彰規定の新設
雑 則	第 条 委任 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。	第22条 委任	
附 則	1 施行期日 この条例は、平成 年 月 日から施行します。 2 検討 市は、この条例の施行後3年間の実施状況を踏まえ、検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとします。		<意見>見直し規定を入れるべき。 ◆検証規定の追加